

広報

みほ

平成30年(2018)

6

月号

No.675

Miho Public Relations



特集

国民健康保険税の税額・税率等が
変わります

P 2 ~ P 3

《写真》
自分だけの土器づくり
(文化財センター
縄文体験の日にて)

平成30年度から 国民健康保険税の税額・税率等が変わります

■問合せ 国保年金課 ☎029-885-0340 (内)116・117

国民健康保険(国保)の事業は、国民健康保険税(国保税)と国、県からの負担金等によって賄われていますが、高齢化等を理由に医療費は増加傾向となっており、財政は厳しい状況です。

各年度で不足する額については、被保険者の負担増とならないよう平成12年度から税率を据え置いて一般会計からの繰入金に依存して運営をしてきました。しかし、一般会計における多額の繰出金が村の事業運営にも支障をきたしており、税額等の見直しが必要となりました。

広報みほ(平成29年12月号)でもお知らせしたとおり、平成30年度から国保の運営が県単位化されました。それにより、村から県へ支払う国保事業費納付金を納めるための標準税率が県より示されました。

この税率を参考に、新たな税率等を次のとおり改定し、また、保険税の負担の公平性を図るために3点の変更を行いました。

改定により被保険者の皆さんにはご負担をお願いすることとなりますが、厳しい財政状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。



平成30年度 国保税率改定内容

下記A～Cの合計額が国保税です。

課税区分		平成30年度	平成29年度	増減
A 医療分	平等割額(1世帯あたり)	22,100円	19,600円	+2,500円
	均等割額(被保険者1人あたり)	25,400円	16,100円	+9,300円
	所得割額の税率	8.0%	5.1%	+2.9P
	資産割額の税率	廃止	35.0%	皆減
	課税限度額	580,000円	540,000円	+40,000円
B 後期高齢者 支援分	平等割額(1世帯あたり)	7,200円	8,400円	-1,200円
	均等割額(被保険者1人あたり)	8,300円	6,900円	+1,400円
	所得割額の税率	2.7%	2.3%	+0.4P
	資産割額の税率	廃止	15.0%	皆減
	課税限度額	190,000円	190,000円	増減なし
C 介護分	均等割額(被保険者1人あたり)	17,300円	10,000円	+7,300円
	所得割額の税率	1.6%	0.8%	+0.8P
	課税限度額	160,000円	160,000円	増減なし

※Cの介護分は、40歳～64歳の被保険者の方に対してかかります。

変更1 資産割を廃止します

資産割は医療分、後期高齢者支援分において平成29年度まで課税していましたが、近年は土地の有効活用が難しく、保有が必ずしも利益を生み出すものではないと思われることから廃止しました。

変更2 課税限度額を引き上げます

所得に応じた課税負担の範囲を拡大するため、医療分の賦課限度額を54万円から58万円に引き上げました。

変更3 低所得世帯に対する保険税軽減を拡大します

同一世帯に属する世帯主と、特定同一世帯所属者や国保加入者の前年中の所得の合計額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減の範囲を拡大するため、平成30年度より軽減措置判定の基準額を次のとおり変更します。

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度へ加入したことにより国保を脱退した方で、それ以後世帯主が変わらない同じ世帯に属している方(世帯主の場合は引き続き世帯主である方)のことです。

軽減の割合	平成30年度	平成29年度
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	33万円+(27万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数)以下	33万円+(49万円×被保険者数)以下

※基準額に用いる被保険者数は、特定同一世帯所属者と国保加入者を足した数です。

税率等改定による年税額の変更例

		平成29年度	平成30年度
40歳代の 単身者	給与収入 90万円 低所得による軽減有	固定資産税 0円 … 18,200円 →	23,900円
		固定資産税 3万円 … 33,200円 →	
	給与収入 200万円	固定資産税 0円 … 133,800円 →	189,700円
		固定資産税 3万円 … 148,800円 →	
70歳代の 単身者	年金収入 150万円 低所得による軽減有	固定資産税 0円 … 15,200円 →	18,800円
		固定資産税 3万円 … 30,200円 →	
40歳代の 夫婦と 子1人	給与収入 300万円	固定資産税 0円 … 247,200円 →	360,500円
		固定資産税 3万円 … 262,200円 →	
70歳代の 夫婦	年金収入 200万円 低所得による軽減有	固定資産税 0円 … 71,700円 →	98,500円
		固定資産税 3万円 … 86,700円 →	

※収入額が低く、固定資産税がかかっていた世帯においては、年税額が下がる場合があります。

むらの話題

地域的话题を
お待ちしております
■総務課・広報係
☎029-885-0340 (内) 205



縄文体験の日開催

たくさんの方が訪れました



5月3日、文化財センターにて縄文体験の日が催されました。天候不良が心配されていましたが当日は快晴。村内外からたくさんの方が訪れ、会場内は常時ひとで溢れていました。リピーターや村外からの来場者も多く、なかには遠く県外から訪れたという方もいました。土器づくりや縄文クツキーづくり等、8種類の体験メニューに加え、希望者は文化財センター内の展示室や陸平貝塚公園等を文化財協力員さんのガイドで巡ることもでき訪れた方々はゴールデनुイークの楽しい一日を満喫したようでした。

美浦トレセン 開設40周年記念式典



4月16日、厚生会館において美浦トレーニング・センター開設40周年記念式典・祝賀会が行われました。式典では、日本中央競馬会の理事長である後藤正幸氏が開所当時に勤務していた時の思い出を述べ、40年にわたってともに歩んできた地元の方々、関係者への感謝の気持ちを伝えたいと、更なるトレセンの発展についてを語られていました。また、祝賀会では美浦の食材を使った料理や、興津蕎麦遊会によるかけそばが、来賓や関係者の方々に振る舞われました。

区長・副区長会議 区長会総会開催



4月21日、中央公民館で平成30年度区長・副区長会議が開催され、各地区の区長さん・副区長さんに委嘱状が交付されました。また、会議に引き続き区長会総会が開催され、平成30年度の役員さんが選ばれました。一年間よろしくお祈りします。

◎平成30年度区長会役員 敬称略

会長 大津英幸(大山東部)
副会長 飯塚英治(山王) 殿岡 浩(大谷)
坪井文男(浜)

芳源マッシュルーム 日本農業賞大賞受賞



2月31日、芳源マッシュルーム(菅佐原芳夫代表)が第47回日本農業賞の個人経営の部で大賞を受賞しました。日本農業賞はNHK、JA全中、JA都道府県中央会が主催しており、日本農業の確立をめざし、意欲的に経営や技術の改革に取り組み、地域社会の発展にも貢献している農業者と営農集団を表彰しています。芳源マッシュルームは一戸の生産農家からスタートし、生食用マッシュルーム国内生産の約3分の1を誇る企業を一代で築き上げた点が評価されました。このたびの受賞、おめでとうございます。



おめでとう 美浦所属馬 G I, J・G I 制覇



第78回 桜花賞 アーモンドアイ号



国枝 栄 調教師



根岸 真彦 調教厩務員

4月8日、阪神競馬場(1600m・芝コース)で行われた第78回桜花賞において、美浦トレーニング・センター国枝栄厩舎所属のアーモンドアイ号が優勝しました。

スタート直後はライバルたちを見守るかのようの後続に位置する。終盤までこのままレースを進め、最終コーナーを回りきったところでここまでためてきたパワーを放出するかのようにはスパートをかける。一気にライバルたちを抜き去り、さらには差を広げ先頭でゴール。見事優勝しました。

担当する根岸真彦調教厩務員は、「普段はおとなしく、多少気の強いところがあるが非常に扱いやすい馬です。馬運車での移動でも、動揺することなく落ち着いていました。パドックではさすがにG Iということもあり、いつもと違う雰囲気でしたが、回っているうちに落ち着いてきました。ゲートに馬を入れた後はモニターでレースを見ました。最後の直線に入ったところからしか見ることができなかつたのですが、いつもの差し足を使ってくれれば大丈夫だろうと思い見ていました。このレースには家族全員が応援に駆け付けてくれたので、その前で勝利することができとてもうれしかったです。」と語ってくれました。

鮮やかに3歳牝馬G Iの第一冠を手中に収めたアーモンドアイ号の今後のさらなる活躍が楽しみです。



翌週の4月14日、中山競馬場(4250m・芝コース)で行われた第20回中山グランドジャンプにおいて、美浦トレーニング・センター和田正一郎厩舎所属のオジュウチョウサン号が優勝しました。

スタートダッシュを決めたオジュウチョウサン号は先頭集団でレースを進める。障害を華麗に飛越しつつレースを進め、終盤にかかったところで先頭馬を追い抜くと後続をぐんぐん引き離し、大差をつけてゴール。見事、中山グランドジャンプでは3連覇、J・G Iにおいてはなんと5連覇を達成しました。

担当の長沼昭利厩務員は、「今回は感染症で体調を崩してしまい調教できない期間が1か月間位ありました。100パーセントと言える状態ではなく、短い期間でどこまで状態を上げていけるか心配がありました。馬をゲートに入れた後はラジオでレースを聞いていました。ところどころレースを直接見ることは出来ましたが、見ないようにしていました。今回の勝利はこれまでの勝利とは違い、調教が順調でなかった分重みがあり、初めてG Iを獲った時ぐらいのうれしさがありました。」と語りつつも最後には、「また年末に取材に来てください。」と力強く語ってくれました。

さらに上を目指すオジュウチョウサン号の今後の活躍が楽しみです。

第20回 中山グランドジャンプ オジュウチョウサン号



和田 正一郎 調教師



長沼 昭利 厩務員



石神 深一 騎手



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

身近に潜む「トラブル」「消費者被害」を
防ぐための役立つ情報をお届け！

見守り 新鮮情報①

*一部の美容医療でクーリング・オフが可能に！
『特定商取引法』が改正されました

平成29年12月1日に改正特定商取引法が施行され、美容医療サービスのうち、①脱毛、②にきび・しみ等の除去、③しわ・たるみの軽減、④脂肪の減少、⑤歯の漂白等について、特定の方法によるものはクーリング・オフ等ができるようになりました。

特定商取引法の特定継続的役務提供の要件(提供期間：1カ月超、金額：5万円超、治療内容・方法等)に当てはまる場合は、一定期間内のクーリング・オフや、一定期間経過後の中途解約ができます。中途解約では、事業者により解約料が決められている場合は解約料を支払う必要があります(事業者が請求できる解約料には上限があります)。

【ひとこと助言】

美容医療サービスの中には、高額な契約になるものがあります。また、皮膚障害ややけどなどの危害も一定数発生しています。クリニックのホームページ等の記載をうのみにせず、他の医療機関や医療安全支援センター等で情報を収集し、クリニックや施術方法を慎重に選ぶことが大切です。契約する内容を書面でしっかり確認し、十分に説明を受け納得した上で、施術を受けるか決めましょう。

見守り 新鮮情報②

*懸賞で当たった日帰りバス旅行で高額な商品を買うはめに…

よく利用している通販サイトから、「無料日帰りバスツアーに当選した」というパンフレットが送られてきたので、友人と参加した。最初に毛皮工場に立ち寄り、会議室のようなところで高額な毛皮製品を勧められた。いろいろな商品を試着した後に、再度、気に入った商品の試着を勧められ、購入してもよい雰囲気になり、約80万円の毛皮のコートをクレジットで契約した。その直後から後悔し、夜も眠れない。クーリング・オフして契約をやめたい。(当事者：60歳代 女性)

【ひとこと助言】

スーパーマーケットや通信販売会社などの懸賞で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額な宝石や毛皮製品等を勧められたという相談が寄せられています。

その場の雰囲気にもまされたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりしてつい購入してしまうケースが見られます。冷静になり、本当に必要なものかをよく考えましょう。必要なればきっぱりと断ることが大切です。要件を満たせばクーリング・オフ等が出来る場合もあります。

*以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】7月13日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

～納税の公平性を保つために～

財産の差押えを実施しています

■問合せ 収納課 ☎029-885-0340

美浦村では、「滞納者」と「納期限までに納税していただいている大多数の皆さま」との公平性を保つため、滞納処分を厳正に執行しています。皆さまが納めている税金は、福祉や教育等の貴重な財源となりますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。

滞納処分について

税金は、定められた納期限までに納税者の皆さまに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税しないことにより督促状を送達したにも関わらず、完納されないことを「滞納」といいます。滞納した場合は、督促手数料・延滞金を課され、さらに村は滞納者に帰属する財産を差押え、換価(取立)し、その代金を滞納している村税等に配当する一連の処分である強制換価手続(滞納処分)を行うこととなります。

国や地方公共団体には、その財政基盤を確保するため、租税等の債権について、裁判所等の司法の執行機関を通じることなく、自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。

滞納処分の手続きの流れ

督促発布 地方税法第329条、第371条、第457条 他

納期限までに村税等が完納されない場合は、督促状を発しなければなりません。

財産調査 地方税法第298条、国税徴収法第141条、第142条 他

滞納処分のために必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者等に対し、質問・検査および捜索をすることができます。

財産差押え 地方税法第331条、第373条、第459条 他

督促状を発した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納となっている村税等を完納しないときは、その納税者の財産を差押えなければなりません。

換 価 国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより差押え財産を金銭に換えます。

配 当 国税徴収法第129条

差押え財産の換価代金を村税等へ配当します。

◎延滞金…次の割合で加算されます。

- ・納期限の翌日から1カ月間は、特例基準割合に年1%を加算した割合(平成30年は年2.6%)
- ・納期限の翌日から1カ月を経過した後は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合(平成30年は年8.9%)

平成29年度滞納処分実績

《不動産公売》 換価に至るケースはありませんでした。

《債権差押え》 件数191件

差押金額26,242,252円

取立金額21,423,911円

※債権…預貯金、生命保険、給与賞与、売掛金、年金、所得税還付金等

《不動産差押え》 件数4件

《不動産参加差押え》 件数7件

《競売事件等に対する交付要求》 件数56件

納税相談はお早めに

納税が困難になったとき、そのまま放置しておくとう督促手数料・延滞金がついてしまうばかりでなく、差押などの滞納処分を受けることがあります。納期限内に納税ができなくなった時や、一度に納付することが難しい時は、お早めにご相談ください。

※課税の内容については、納税通知書に記載されている課税担当課にお問い合わせください。

子育て支援の 各種手当

どの手当も受給には申請が必要ですが、詳細は各担当課にお問い合わせください。

■問合せ
役場 ☎029-885-0340
子育て支援課(内)232
福祉介護課(内)111

児童扶養手当

父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

《対象》

次のいずれかに該当する児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいない場合や公的年金の受給額によって、受給要件が異なります。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める程度の障害にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・ 父または母が法令により引

き続き1年以上拘禁されている児童

・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童扶養手当における「児童」とは、18歳に達してから最初の3月31日までにいる方をいいます。ただし、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害がある場合には、20歳未満までの方が対象となります。

《手当の額(月額)》

- ▼ 子どもが1人の場合 4万2500円
- ▼ 2人目の場合の加算額 1万400円
- ▼ 3人目以降の加算額 6020円(1人につき)
- ※平成30年4月分より増額。
- ※所得による支給の制限(一部または全額)あり。

◎手当を受給中の方へ

次のような場合は、児童扶

養手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま支給を受けた場合、その期間の児童扶養手当は全額返還していただきます。

- ・ 婚姻の届出をしたとき
- ・ 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係(男性と同居、または同居がなくとも頻繁な訪問があり生活費の援助がある場合)に合ったとき
- ・ 受給者本人や児童が年金を受けられるようになったとき

・ 児童が児童福祉施設に入所したり、転出したことなどにより、受給者が監護または養育しなくなったとき

・ その他支給要件に該当しなくなったとき

《申請》 役場子育て支援課

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に障がいのある児童を監護する方に対し、手当が支給されます。

《対象》

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に

居住していない場合や、児童が障害年金等を受給している場合、児童福祉施設に入所している場合は受給できません。

▼特別児童扶養手当1級

- ・ 身体障害者手帳がおおむね1級・2級程度(内部的疾患は例外があります)
- ・ 療育手帳の判定がA・A程度
- ・ 知的障害
- ・ 精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級程度

▼特別児童扶養手当2級

- ・ 身体障害者手帳がおおむね3級程度(内部的疾患は例外があります)
- ・ 療育手帳の判定がおおむねB程度
- ・ 知的障害
- ・ 精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級程度

《手当の額(1人/月)》

- 等級・手当の額の順
- ▼ 1級 5万1450円
- ▼ 2級 3万4270円
- ※所得による支給の制限(全額)あり。

《申請》 役場福祉介護課

在宅心身障害児福祉手当

村では、心身に障がいのある児童を監護する保護者に対し、在宅心身障害児福祉手当

を支給しています。

《対象》

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童が福祉施設に入所している場合や、県から障害児福祉手当を受給している場合は受給できません。

▼身体障がい者

- ・ 身体障害者手帳1〜3級・下肢障がい4級の一部(※)
- ※両下肢の全ての指を欠くもの、1下肢を足関節以上で欠くもの、もしくは同等の著しい障がいがあると判断されるもの

▼知的障がい者

- ・ 療育手帳がA・A・B

▼重複障がい者

- ・ 身体障害者手帳・療育手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳のうち2つ以上の手帳を重複して所持する児童は、それぞれ等級自体が該当しなくても支給対象となる場合があります。

《支給額》 月額3千円

※特別児童扶養手当と併給可。
※障害児福祉手当と併給不可。

《支給時期》

- ・ 9月(4月分〜9月分)
- ・ 3月(10月分〜3月分)

《申請》 役場福祉介護課



児童手当の「現況届」を提出してください

「現況届」とは、児童手当を受給している方(保護者)の6月1日現在の状況を記載し、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。そのため、受給者は6月中に現況届を提出しなければなりません。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

■ 届け出の方法

受給者には「児童手当現況届」の用紙を6月中旬に郵送しますので、**6月29日(金)**までに必ず手続きを済ませてください。

【提出先】村教育委員会子育て支援課(役場2階)

【提出方法】持参または郵送

■ 届け出に必要なもの

◎**全ての方** 認印、児童手当現況届

◎**申請者(保護者)が国民健康保険以外の健康保険に加入されている場合**

申請者(保護者)の健康保険証の写し

■問合せ 村教育委員会子育て支援課 ☎029-885-0340 (内) 232・233



〜 重度心身障がい者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ 〜

新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則として毎年6月末日で更新となるため、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。現在ご使用の受給者証は、有効期限経過後に各自で責任をもって処分してください。

ただし、下記に該当する方については更新の手続きが必要になるため、更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ役場国保年金課までお越しください。



窓口で更新手続きが必要な方

◆平成30年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方

市区町村が発行する証明書で平成29年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの(平成30年度の所得等証明書、課税証明書等)をご準備ください。

◆本人もしくは扶養義務者の平成29年中の所得の申告がお済みでない方

※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。

■問合せ 役場国保年金課 ☎029-885-0340 (内) 116

みなさまの声をお聞かせください

～村長へのたより～

村では、地域と行政が一体となって「住みよい街づくり」を進めるため、皆さんが日頃思っている村政へのご意見やご要望を随時受け付けています。



村長へのたよりの送り方



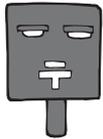
専用の投函箱に

専用の投函箱「あなたの声を村政に～村長へのたより」が村の公共施設7カ所に設置されています。用紙に必要事項を記入後、投函してください。

《設置場所》

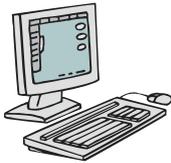
役場、中央公民館、地域交流館みほふれ愛プラザ、保健センター、光と風の丘公園クラブハウス、文化財センター、老人福祉センター

※手紙を回収するまでにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。



専用の用紙を郵送で

上記の専用の投函箱脇に、村長へのたより専用の用紙が備え付けてあります。用紙に必要事項を記入後、のり付けして郵便ポストに投函してください。



公式ホームページからメールで

村公式ホームページのトップページ下部に「お問い合わせ」がありますので、総務課宛てに送付してください。

※意見・要望以外の業務に関する問い合わせは、それぞれの担当課宛てに送付してください。

■問合せ 総務課広報広聴係 ☎029-885-0340(内)205



みほ文芸

正調俳諧 日和吟社題「夢・中」一字以上詠み込み有季無季随意

農家後継ぐ覚悟が見える早苗運びの中学生

老後プランに誤算がひとつ下がる年金消える夢

背中見ている我が子に手本見せる親父も楽じゃない

心温もる情けの母へ夢が飛んでく帰省バス

久しぶりだね笑顔の母に会えて嬉しい夢の中

打つも投げられる笑顔も人気夢を叶えた二刀流

風とたわむる青田の苗も温い陽だまり夢ごち

青いネモフィラとけあう空に夢が広がる丘の道

スーツ姿が初々しくて夢に羽ばたく新社員

夢を抱いて楽しむ老いは趣味でのんびり暮らす日々

五月節句に菖蒲湯浸かり腹の中から邪気を出す

中に有ります誘いの言葉春が総出の道の駅

生きた証に激しい恋をしている夢見て火照る肌

君の憂いに私も泣いて四十余年は夢のうち

子等の歓声大谷打った夢もふくらみ泳ぐ鯉

早苗並びて水面に写る緑田中の空の青

肉が主体のこってり料理糖を持つ身にや夢の夢

五月の俳句 (題 当季雑詠)

花はみな風の青空抱いてをり

一本の桜かこみて車椅子

山笑う花粉たつぷり撒き散らし

極小の窓より眺むる初夏の空

頑張れる気持になれる若葉風

出漁の艇に小さな鯉のぼり

もやもやと脳捨ててしまおかホトトギス

新緑やりりんロード筑波路へ

娘の家にも我が座うれしき若葉風

花筏泳ぐ緋鯉のかくれんぼ

霞浦の夜の深きとぼりや沈丁花

パドックの美浦駒律しく五月晴

鯉のぼり風なき今日は公休日



篠原美千代

山崎笑子

田島草実

飯塚筑風

小池きよし

石戸葎華

小蘭江久美

増尾青蓮

上野八千代

伊藤葉子

門脇悠美

塚本夏雲

長谷川悦子

山口老路

沼寄朋香

関根秀子

高橋一歩

(五十音順)

青野安佐子

石毛恵美子

海道民子

木澤はしめ

高柳幸子

田島早苗

中島輝子

長田敏笑

松葉よしゐ

松本秀子

宮崎さみ枝

宮美也香

矢原はつひ

美浦村内小中学校の働き方改革について

美浦村教育委員会では、平成30年度、美浦村内小中学校の働き方改革として、以下の5つの取り組みを実施することといたしました。

働き方改革に取り組むことにより、教職員が本来業務にゆとりをもって専念し、子どもたちと向き合う時間を確保することができるよう、勤務環境の改革を進めてまいります。

1 学校閉庁日の実施

夏季休業期間中の8月11日(土)～16日(木)の6日間および11月13日(火)県民の日を、各学校が学校業務を行わない学校閉庁日とする。

2 早期退庁日の実施

各学校で月1回以上、早期退庁日を設定し実施する。

3 部活動休養日の実施

部活動は、原則として週2日間休養日を設ける。

4 勤務時間の見える化の取り組み

時間管理の意識づけとして、勤務時間の見える化に取り組む。

5 時差出勤の実施

夏季および冬季休業期間中に、時差出勤を実施する。



※学校閉庁日は留守番電話による対応を行います。また、学校閉庁日に児童・生徒の身体生命に関わるような緊急事態が発生した際は、美浦村役場にご連絡ください。

■問合せ 村教育委員会学校教育課 ☎029-885-0340

が一定額以下の方が対象となる

全額免除制度・一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象となる

保険料、納めるのが困難なときは…

経済的な理由等で国民年金保険料(平成30年度の保険料は月額1万6340円)を納めることが困難な場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。

※任意加入者の方は、制度を利用することができません。

※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。

ただし、離職者の方は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

国民年金

■問合せ
国保年金課年金係
☎029-885-0340
(内)116

申請方法や所得制限の基準等、詳細についてはお問い合わせください。

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。

承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。

- ◆全額免除制度 2分の1
- ◆一部納付(一部免除)制度
- ・4分の1納付(一部保険料4090円) 8分の5
- ・2分の1納付(一部保険料8170円) 8分の6
- ・4分の3納付(一部保険料1万2260円) 8分の7

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

介護保険料と 介護保険サービス費が変わります

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340 (内) 113・132・135

介護保険では、介護保険給付に係る費用等や利用者の所得状況等を考慮して、定期的に制度の見直しを行っています。介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支え合い、安心して暮らすための制度です。制度が円滑に運営されるよう、制度へのご理解と、保険料の納付にご協力をお願いします。

平成30年度の介護保険料 平成30年度～平成32年度までの保険料

65歳以上の方の保険料は、介護保険サービスに必要な費用等から算出された基準額をもとに所得に応じて決まります。介護保険利用者の増加等により、基準額が4,500円から4,800円に引き上げとなりました。

	対象者の基準	所得段階	年 額
本人および世帯員全員が住民税非課税	・ 合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 ・ 老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者である方	第1段階	25,920円
	合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	第2段階	43,200円
	合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	第3段階	
世帯に住民税課税者がいるが本人が住民税非課税	合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	第4段階	51,840円
	合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の方	第5段階	57,600円
本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	69,120円
	合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	第7段階	74,880円
	合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	第8段階	86,400円
	合計所得金額が300万円以上の方	第9段階	97,920円

※介護保険料の年額が確定した後でも、本人および世帯員の昨年度の所得や課税状況に変更が生じたり、本人が転出または亡くなられた場合は、介護保険料の年額が変更になる場合があります。

保険料の納め方

介護保険料の納め方は、受給している年金(障害年金・遺族年金を含む)の額により2種類に分けられます。

普通
徴収

年金受給額が年額18万円未満の方

納入通知書もしくは口座振替で納めます。7月中旬に年間全8期分の納入通知書を送付します。

特別
徴収

年金受給額が18万円以上の方

年金からの天引きで納めます。介護保険料の年額を年6回に分けて、年金から天引きします。

※年金額が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。

保険料の納め忘れ、 滞納にご注意ください！

納期限から1年以上介護保険料を納めていない方は、滞納期間に応じて次のように保険給付が制限されますのでご注意ください。

- ・ 1年以上滞納…費用の全額を利用者が一旦負担し、申請後に保険給付9割または8割(一定以上の所得者・平成30年8月から一部の方は7割)が支払われます。
- ・ 1年6カ月以上滞納…保険給付の一部または全部が一時差し止めとなります。
- ・ 2年以上滞納…利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

図書室便り

■問合せ

中央公民館図書室 ☎ 029-885-8442

■インターネット蔵書検索

パソコン <http://www.vill.miho.lg.jp/page/page003624.html>

スマートフォン <http://www.vill.miho.lg.jp/page/page003520.html>

モバイル
スマホ



■開館時間 午前9時～午後5時(水曜日のみ午後7時まで延長)

図書室蔵書点検、図書室整理期間のため、
図書室、閲覧室の利用はお休みとなります。

◎休室期間 6月26日(火)～7月3日(火)

※返却ポストはお休みの間も毎日出します。
※返却ポストにDVD、雑誌、紙芝居、大型絵本は返却できませんので、7月4日(水)開室後に図書館カウンターに返却してください。

長期休室に伴う特別貸し出し

6月12日(火)～6月24日(日)
※返却日は7月8日(日)です。

本…無制限
ビデオ…5本
DVD…1本

図書室にて古くなり利用されなくなった本を
無償でおゆずりします。

6月26日(火)～7月3日(火) 図書室前の廊下にて
※冊数の制限はありません。
※持ち帰った本を図書室へ返却することは
できません。ご自宅でお楽しみください。



おすすめ図書案内

一般図書

宝くじで1億円当たった人の末路

鈴木 信行/著

ある日突然宝くじで一億円当たたら…あなたならどうする？

その他「友達がゼロの人」「子供を作らなかった人」「家を買わなかった人」等、普通の社員が下した選択を待ち受ける23の末路を探る。

絵本

みんな、ワンダー

R. J. パラシオ/作・絵、中井 はるの/訳

見た目だけで判断していいの？

みんな同じ人間だし、心をもっている。

そしてみんなひとりひとりが『ワンダー』なんだ。

心の目でまわりを見てみませんか？

小説「ワンダー」の主人公とともに繰り広げられる絵本。

7月の図書室カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1 休	2 休	3 休	4	5	6	7
8	9 休	10	11	12	13	14
15	16 休	17 休	18	19	20	21
22	23 休	24	25	26	27	28
29	30 休	31 休				

※月曜・祝日・毎月最終火曜日は休室

今月のお話し会



読書会「虹」の皆さんによるお話し会を行います。
読んでほしい本がありましたら、当日でも構わないのでリクエストしてください。
自宅の本の持ち込みも可能です。

◎日時 6月16日(土)午前11時～

◎会場 中央公民館図書室えほんコーナー

ブックスタート



ブックスタートとは、地域や家族みんなで赤ちゃんが絵本と出会える環境作りを応援する運動です。健診の待ち時間に、かわいい絵本の入った「ブックスタート・パック」をお渡ししています。

◎日時 6月11日(月)午後1時～

◎会場 保健センター

◎対象 4カ月児健診を受診する親子

新着図書案内は、中央公民館・役場・みほふれ愛プラザ・江戸崎ショッピングセンターパンプ内まちかど情報室にて配布しています。

6月4日～10日は 歯と口の健康週間です



～皆さんは噛む8大効用をご存知ですか？～

自分の歯と口を守るためには、正しい歯みがき習慣と定期的な歯科検診で歯と口の健康を保つことが大切です。さらに大切なのが噛むことです。

卑弥呼の時代の食事と現代の食事を比べてみると、噛む量が約1/6、所要時間で1/5に減少しています。昭和10年と比べると、噛む量は60%も減って食べる時間は半減しています。

よく噛むことは、単に食べ物を体に取り入れるためだけではなく、全身を活性化させるのにたいへん重要な働きをしています。この噛む効果についてわかりやすい標語があります。「ひみこの歯がいーぜ」です。弥生時代の人は現代人と比べて、噛む回数が何倍にも多かったと考えられていますから、卑弥呼だって、きつとしっかりよく噛んで食べていたのではないのでしょうか。

- ヒ** **肥満予防** よく噛んで食べると、脳にある満腹中枢が働いて食べ過ぎを防げます。
- ミ** **味覚の発達** よく噛んで味わうことで食べ物の味が分かります。
- コ** **言葉の発達** よく噛むことで口周りの筋肉を使うため、表情が豊かになります。口をしっかり開けて話すときれいな発音になります。
- ノ** **脳の発達** よく噛む運動は、脳細胞の働きを活発にします。子どもの知育を助け、高齢者は認知症の予防に役立ちます。
- ハ** **歯の病気予防** よく噛むと唾液がたくさん出て、口の中をきれいにします。この唾液の働きが、虫歯や歯周病を防ぎます。
- ガ** **がんの予防** 唾液中の酵素には発がん作用を消す働きがあります。よく噛んでがんを防ぎましょう。
- イ** **胃腸快調** よく噛むことで消化酵素がたくさん出て消化を助けます。
- ゼ** **全身の体力向上と全力投球** 力を入れて噛みしめたいときに、歯を食いしばることで力がわきます。

「からだが好き食生活」
見直しをしてみましょう

6月は食育月間です。
また、毎月19日は食育の日です。

私たちのからだは食べ物からできています

茨城県では、生活習慣病予防に欠かせない野菜の摂取量が少ないため、「+1」1皿の野菜を増やす事を推奨しています。

野菜をたくさん摂るポイントは・・・

- *カット野菜・冷凍野菜の利用法やレンジでの加熱をうまく使うことで手軽にたくさんの野菜を摂ることにつながります。
- *毎食、野菜を先に食べる事により、生活習慣病予防にもつながります。

◎美浦食育の合い言葉

- み…みほの食材を楽しみましょう
- ほ…ほっとするね！家族みんなで囲む食卓
- ！…「いただきます」食事のあいさつ・感謝の気持ちを忘れずに
- す…すき嫌いをなくして、栄養のバランスのよい食事

休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時 ※都合により当番医を変更することがあります。
お問合せ先：なるしま内科医院 ☎029-869-4820

6月	17日 (日)	市川ファミリークリニック 江戸崎眼科	阿見 稲敷	☎029-843-3301 ☎029-892-0262	7月	8日 (日)	印南クリニック 鈴木クリニック	阿見 稲敷	☎029-834-2222 ☎029-892-3640
	24日 (日)	はたかわ医院 宮本病院	美浦 稲敷	☎029-885-2358 ☎0299-79-2114		15日 (日)	かたやま耳鼻咽喉科 古橋医院	阿見 稲敷	☎029-887-3349 ☎0299-78-3770
7月	1日 (日)	おおさわ眼科 いなしきクリニック	阿見 稲敷	☎029-843-7272 ☎029-892-3372		16日 (月)	しんクリニック いわき内科クリニック	阿見 稲敷	☎029-875-5686 ☎029-875-5100

7月の
乳幼児健診
13:00～13:45受付

4カ月児 7月30日(月)
平成30年3月生

3歳児 7月2日(月)
平成27年4月～5月生

美浦村子育て情報



問合せ

子育て支援センター(みほふれ愛プラザ内) ☎029-885-6511 * 午前9時30分～午後6時(日曜・祝日休館)

歯磨き講習会 ～毎日の歯磨きが楽しくなるように～



歯磨きを嫌がる時は？

虫歯にならない為には？

歯磨き粉は使ったほうが
いいの？

【日時】 6月12日(火) 午前10時30分～11時30分

【場所】 子育て支援センター わくわくルーム

【講師】 増尾歯科衛生士さん

【対象】 未就園児とその保護者 * 託児なし

【内容】 歯磨きに関するお話、親子で歯磨き練習、質疑応答

【持ち物】 お子さんの歯ブラシ・タオル

【問合せ】 子育て支援センター

* 予約不要です。開始時間までにお越しください。

おさがり品の受入れについて

現在、子育て支援センターでは洋服類・育児用品の受入れを一時休止しています。なお、おもちゃなどに関しては随時受入れています。* 5cm以下の小さなおもちゃは、ご遠慮下さい。

子育てひろばのご案内 * 4月からひろばの開催の曜日、時間が一部変更になっております。お出かけの際はホームページやカレンダーをご確認ください。

びよ:びよびよサロン ◇対象 2カ月～1歳3カ月、妊婦さん **水曜日午前10時～11時30分**
* 月に一度、保健師、助産師、栄養士による「**育児相談(育)**」を行っています。

プチ:びよびよプチ ◇対象 2カ月～9カ月、妊婦さん **第2・4木曜日午後2時～2時20分**

よち:よちよちルーム

◇対象 1歳児(H28.4.2～H29.4.1生)
火曜日午前10時～11時30分

エン:エンジョイ子育て ◇対象 未就学児
金曜日午前10時～11時30分

♥:お楽しみタイム ◇対象 未就学児
月曜日、第1・3土曜日:午前11時15分～、火・水・金曜日:午後2時45分～(5～15分程度)

🏀:わいわいタイム ◇対象 4～6歳
水曜日:午後3時30分～3時45分

おも:おもちゃ図書館

◇対象 未就学児・障がいのある方
第2・4土曜日:午前10時～11時30分

7月の子育てひろば

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	♥	よち♥	びよ♥🏀		夏まつり	
8	9	10	11	12	13	14
	♥	よち♥	びよ♥🏀	プチ	エン♥	おも
15	16	17	18	19	20	21
	♥	よち♥	びよ♥🏀		エン♥	♥
22	23	24	25	26	27	28
	♥	♥	♥🏀	プチ	♥	おも
29	30	31				
	♥	♥				



子育て支援センターは、未就学児とその保護者が一緒に遊んで交流できる場です。子育て情報の提供、子育てに関する相談等を通じて子育て支援を行っています。お気軽にご利用ください。





お知らせ

公共機関等の電話番号はお知らせの最終ページに掲載しています。

広報みほに広告を掲載しませんか

1 枠 2,700 円～(先着)

※ページ構成上募集がない月もあります。
詳細は村ホームページをご覧ください。
役場総務課までお問合せください。

非常勤一般職員

(保健師)募集

村では、非常勤の保健師を募集します。

◇募集人数 1名

◇応募資格 美浦村に通勤可能な65歳未満の方で、保健師免許を有する方

◇報酬額 日給9600円

◇勤務場所 保健センター

◇勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(応相談)

◇欠格事項 地方公務員法第16条欠格事項に該当する方は応募できません。

◇応募方法 村指定の登録申込書を役場総務課か保健センターに提出してください。

※登録申込書は、役場総務課で交付または村ホームページから取得可能。

◇選考方法 後日、応募者に通知します。

◇問合せ 役場総務課人事担当

稲敷広域消防本部 消防吏員募集

詳細については消防本部総務課までお問合せください。なお、稲敷広域ホームページにも情報を掲載しています。

◇職種 消防吏員(地方公務員)

◇採用予定人数 20名程度

◇採用日 平成31年4月1日

◇試験日 7月22日(日)

◇試験会場 流通経済大学龍ヶ崎キャンパス(予定)

◇受付期間 6月1日(金)～6月20日(水)

◇受付場所・問合せ 稲敷広域消防本部総務課 ☎029-7164-3743

道路沿いの草刈りボランティア募集

通行車両、歩行者や通学者の安全と環境美化を図るため、毎年、定期的に道路の清掃や草刈りをボランティアにより行っています。皆さんの参加をお待ちしています。

◇日時 7月21日(土)午前7時30分から2時間程度

※午前7時15分役場玄関前集合

◇作業内容 国道125号バイパス歩道他村道沿いの草刈り、小枝払い、ゴミ拾い

◇対象 村内在住18歳以上の方

◇申込み 7月13日(金)までに役場都市建設課窓口または電話でお申込みください。

◇問合せ 役場都市建設課

洪水情報が緊急速報メールで発信!

国が管理する霞ヶ浦(常陸利根川、横利根川、霞ヶ浦(西浦)、鰐川および北浦の5河川

の総称)で、氾濫の危険が高まった時、緊急速報メールが自動で発信されるようになります。メールを着信したら、雨の降り方や霞ヶ浦の今の推移を「川の防災情報」で確認しましょう。

◎川の防災情報 パソコン
(<http://www.river.go.jp/>)

スマートフォン (<http://www.river.go.jp/s/>)

◇問合せ 国土交通省霞ヶ浦河川事務所調査課 ☎029-9163-2415

善意

〔美浦村へ〕

○芳源マッシュルーム株式会社 20万円

〔村の子ども達の教育へ〕

○株式会社ユニフード 30万円



〔社会福祉協議会へ〕

○匿名希望1件 紙おむつ等
ありがとうございました。

(広告欄)

実績2万件以上! 安心してお任せください!

iPhone 修理茨城本店

即日修理! 地域最安値!

☎ 029-885-2503

美浦村木原 101-1 (葉梨石油店内)

◎草刈りのご用命はトーヨークリーンへ!
(耕作放棄地・空き地・宅地等の草刈、伐採)

東洋開発(株)グループ 太陽光発電所草刈清掃管理会社

トーヨークリーン産業(株) 代表 小泉

美浦村信太2627-1 (ファミリーマートトレセン前店裏)

☎029-886-9991

放火に注意!

5月2日、埼玉県越谷市と隣接する吉川市において死傷者を伴う連続放火の可能性がある火災が4件発生し、5月6日には茨城県守谷市においても連続放火が疑われる火災が2件発生しました。

いずれの火災も人目に付かない未明に発生していることから、家の周囲を明るくしておくことや可燃物を置かないなどの放火防止対策を励行しましょう。

稲敷広域消防本部においても警戒を強化しておりますが、圏域住民一人ひとりが放火防止対策に努め、放火をさせない環境づくりを心掛けましょう。また、いざという時のために消火器を備えましょう。

◇問合せ 稲敷広域消防本部 予防課 ☎0297-64-3744

平成30年度 税務職員採用試験

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募

集します。

◇受験資格

・平成30年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成31年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの者

・人事院が前項に掲げる者に準ずると認める者

※試験は高等学校卒業程度。

◇申込方法

原則としてインターネット (<http://www.jinji-shien.go.jp/juken.html>) 申込み。

※インターネット申込みができない場合は第1試験地を管轄する国税局(国税事務所)

にお問合せください。

◇受付期間 6月18日(月)午前9時〜27日(水)受信有効

◇試験日

・第1次試験 9月2日(日)

・第2次試験 10月10日(水)

◇問合せ 土・日・祝日を除く。試験合格通知書で指定する日

▼インターネット申込み関連

人事院人材局試験課(午前9時から午後5時受付)

☎03-3581-5311
内線2333

▼前項以外 関東信越国税局

人事第二課試験係(午前8時30分から午後5時受付)

☎048-600-3111
内線2097

美浦村民グラウンドゴルフ大会

◇開催日 6月8日(金)

※予備日6月12日(火)

◇会場 光と風の丘公園多目的広場

◇参加資格 村内在住在勤の方

◇募集人数 40名

◇申込方法 6月1日(金)までに光と風の丘公園にて申込書を記入のうえ提出

◇問合せ 村体育協会グラウンドゴルフ部部长・飯野 ☎029-885-0003

平成30年度労働保険 年度更新のお知らせ

労働保険の年度更新の申告

・納付期間は6月1日(金)から7月10日(火)までです。申告の際は、年度更新申告書受理相談会をご利用ください。

◇詳細・問合せ 茨城労働局 労働保険徴収室 ☎029-224-6213、ホームページ

◇問合せ 役場福祉介護課

ーシ (http://ibaraki-roundokkyoku.site.nhlw.go.jp/)

地域身体障害者スポーツ大会参加者募集

地域身体障害者スポーツ大会は、身体障がい者の自立と社会促進のため、近隣8市町村共催で行われるスポーツ大会です。フライングディスクや輪投げ競技等7種目で競い合い、交流を図ります。次のおり募集しますので、ふるってご参加ください。付添の方、応援の方も大歓迎です。

◇日時 8月25日(土)午前9時30分〜午後3時

◇会場 龍ヶ崎市総合体育館

「たつのこアリーナ」

※役場より送迎バスが出ます。

◇参加資格 美浦村在住の身体障害者手帳を所持する15歳以上の方

◇参加費 無料

◇応募方法 役場福祉介護課 備え付けの用紙で6月末日までにお申込みください。

◇主催 龍ヶ崎市

◇共催 美浦村、阿見町、かすみがうら市、稲敷市、取手市、つくばみらい市、牛久市

◇問合せ 役場福祉介護課

◇問合せ 役場福祉介護課

(広告欄)

美浦村金融団

 常陽銀行 美浦支店
 筑波銀行 美浦支店

～ 電気で結ぶ、人と人とのコミュニケーション ～

電気・給排水・設備設計施工

(株)ナカジマ

稲敷郡美浦村舟子601

☎029-885-2037 FAX029-885-1245

E-mail:naka-den@peach.plala.or.jp

土浦地方家族会

家族の中に精神障がいのある者を持つ人が集まり「家族を支える会」を開催します。

家族や親族だけが参加できる会で安心して悩みを話し合いたい、多くの参考意見を聞くことができます。ぜひご参加ください。(参加無料・申込不要)

◇期日 6月16日(土)

◇時間 午後1時30分～3時30分

◇場所 阿見町本郷ふれあいセンター

◇問合せ 役場福祉介護課

あなたの土地が 狙われています！

「一時的に資材置き場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者におよぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適切な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

◎不法投棄110番

☎0120-5361380
※平日8時30分～午後5時15分受付。それ以外は最寄りの警察署にご連絡ください。

◇問合せ 役場生活環境課

県廃棄物対策課 ☎029-30113033

農機の盗難に ご注意ください

茨城県内において、農機の盗難が多発しています。大切な農機の盗難を防ぐため、次のことにご注意ください。

▼田畑に農機を放置しない。

▼鍵は必ず抜く。

▼保管した倉庫には必ず鍵を

▼市販のハンドルロックやワイヤロックを使用。

※倉庫の中にあっても安心せず、盗難防止用チェーンで

しっかりと施錠をしましょう。

▼保証書を保管し、形式や車

▼体番号を控える。

▼万が一に備え、JAの自動車

共済(車両)またはNO

SAIの農機具共済に加入
※各共済の詳細はお近くのJAまでお問合せください。

いばらき高齢者優 待制度

高齢者の外出支援のため、「いばらきシニアカード」を交付しています。協賛店舗でいばらきシニアカードを提示すると、割引やポイント加算等の特典が受けられます。

◇対象 65歳以上の村内在住者

◇交付窓口 役場福祉介護課

◇持参するもの 住所、氏名、

生年月日が確認できるもの

(保険証等)

◇問合せ 交付に関する事・

役場福祉介護課、制度に関する事・

茨城県健康長寿福祉課 ☎029-30113

326

優良運転者表彰の 申請受付

◇受付期間 6月1日(金)～

6月29日(金)午前8時30分

～午後5時15分

◇申請資格

・普通運転免許証を所持し、

稲敷地区交通安全協会に5年以上入会している方

※原付免許のみの方は電話で事務局へ確認してください。

・過去5年以上無事故無違反の運転者

・職業、自家用問わず常時運転している方

◇申請方法 協会事務局へ必ず本人が申請してください。

◇持参物 運転免許証、印鑑

◇申請・問合せ 稲敷地区交通安全協会事務局(稲敷警察署内) ☎029-1892

12501

食品取扱者の保菌 検査(検便)

◇受付日時 7月4日(水)午後1時30分～3時

◇会場 美浦村商工会

◇対象者 食品の製造・調理

・販売または取扱いに従事

する者(パート・アルバイトを含む)

◇持参するもの 検体(便)、

腸内病原細菌検査申込書、

食品衛生責任者管理記録簿、

検査料金(一検体800円)

◇検体容器等の配布 食品衛生協会会員には食品衛生指導員を通じて配布予定。商

工会、茨城県総合健診協会

県南センターにも用意あり。

◇問合せ 土浦保健所衛生課

☎029-1821-5364、

霞ヶ浦高校チアダンス部 ・吹奏楽部合同発表会

文学部作品展同時開催。

※申込不要・入場無料。

◇日時 6月17日(日)午後0

時30分開場 第1部吹奏楽

部 午後1時～第2部チ

アダンス部 午後3時～

◇会場 龍ヶ崎市文化会館

◇問合せ 霞ヶ浦高校 ☎02

9-887-0013

6月1日～7日まで HIV検査普及週間

土浦保健所は、感染の不安

がある方に対して無料・匿名

で検査・相談を行っています。

※検査結果は、検査当日に口

頭で本人へお伝えします。

◇検査日時 毎週月曜・午前9

時30分～11時(事前予約制)

◇予約・問合せ 土浦保健所

保健指導課 ☎029-1821-5516(直通)

公共機関等お問合せ一覧

美浦村役場	☎029-885-0340
みほふれ愛プラザ	☎029-885-6511
子育て支援センター	同上プラザ内
中央公民館	☎029-885-4451
中央公民館図書室	☎029-885-8442
文化財センター	☎029-886-0291
光と風の丘公園	☎029-885-6711
保健センター	☎029-885-1889
美浦水処理センター	☎029-885-0720
大谷時計台児童館	☎029-885-0597
木原城山児童館	☎029-885-1064
大谷保育所	☎029-885-1549
木原保育所	☎029-885-4488
社会福祉協議会	☎029-885-0038
デイサービスセンター	☎029-885-8885
老人福祉センター	☎029-885-7080
シルバー人材センター	☎029-886-0007
消費生活センター	☎029-885-7141
美浦村商工会	☎029-885-2250
美浦村ホームページアドレス:	
	http://www.vill.miho.lg.jp/
Eメール:	info@vill.miho.lg.jp

各種相談

弁護士による 法律相談	日時 7月25日(水)午後1時30分～4時 ※7月2日(月)午前8時30分より申込受付。
心配ごと 相談	日時 7月2日(月)、17日(火) 午後1時30分～3時 ※事前申込がないとお待ちいただく場合があります。
美浦村社会福祉 協議会主催	会場・申込先 老人福祉センター☎029-885-7080
教育相談	▶電話相談 月～金曜日 ▶来所相談・訪問相談 月・水・金曜日(要予約) 時間 月・水・金曜日…午前9時～午後5時 火・木曜日…午後2時～4時 会場・相談・予約 光と風の丘公園クラブハウス内☎☎029-885-7788
行政相談 (予約不要)	国の仕事のことなどで困ったときはご相談ください。 日時 6月22日(金)午前10時～正午 会場 役場1階住民相談室
障がい者 相談 (予約不要)	身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。 日時 6月18日(月)・7月9日(月) 午後1時～3時 会場 地域交流館みほふれ愛プラザ

6月の納税

納期限は7月2日(月)です。
村 県 民 税 (1期)

平日、住民課窓口に来られない方へ

◎住民課窓口時間延長

毎月第2・第4水曜日の午後5時15分～7時に実施します。

- ・6月・7月の実施日 6月13日・27日、7月11日・25日
 - ・取扱業務 各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり、マイナンバー(個人番号)カードの交付
- ※転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付(電話予約)

事前に平日・午前8時30分～午後5時までに電話予約をいただくと、土・日・祝日に証明書を受け取ることができます。
※ご予約の際は証明書を受け取りにくる方がお電話ください。

◇問合せ 役場住民課

美浦村メガソーラー発電量

4月の発電量	284,762 kWh
累計(今年度)	284,762 kWh

村の交通事故発生状況

発生件数 2件(年累計10件)、負傷者数 3件(年累計12件)、死傷者数 0件(年累計0件)
《4月1日～30日》 4月30日現在死者ゼロ継続308日

(広告欄)

相続・土地・農地・
建設業許可・経営事項審査 の手続き代行します!



行政書士 桑名宏 事務所
美浦村木原2956
TEL 029-885-0316

不動産 売買・賃貸・管理

すずなり

(株)鈴生ハウジング ☎0120-691-609

<消防本部からのお知らせ>

熱中症 は予防が大切！

これから暑い夏がやってきます。
稲敷広域消防本部では、平成29年中に熱中症の傷病者を100人搬送しました。



「こまめな水分補給、暑さを避ける、暑さに負けない体力をつける」など、
熱中症は予防法を知れば防ぐことが可能です！
また、小さなお子さんや高齢者は体温調節が苦手なので、熱中症になりやすく
注意が必要です。体調管理を適切に行い、楽しい夏を過ごしましょう！

熱中症の詳しい情報は総務省消防庁HPへ

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html



■問合せ 稲敷広域消防本部救急課 ☎0297-64-3846
龍ヶ崎市3517-1、HP (<http://www.inashiki-kouiki.jp/>)

思いやりある、お葬式を

セレモニー博善

家族葬会館 霞風
美浦セレモニーホール

☎029-885-3085 美浦村受領 875-1
国道125号線沿い中央病院そば

株式会社 橋本ブラシ製作所

HASHIMOTO
BRUSH

工場：美浦村興津1133-6
☎029-885-5125



※在宅ワーク(内職)募集中(出来高制)※

《求人応募》

☎029-885-5408 ✉info@hsmt-brush.co.jp

(広告欄) 広告に関する一切の責任は各広告主に帰属し、村がその内容について推奨等をするものではありません。

